

2026年版EDINETタクソノミ更新概要

EDINETタクソノミは、法令、会計基準等の改正、開示実務の変化等に対応して更新する必要があります。原則として、年一回更新を行うものとしています。ただし、EDINETタクソノミを構成する全タクソノミが年次更新の対象となるわけではありません。また、必要な場合には、年次更新とは別のタイミングで一部のタクソノミを更新する可能性があります。

今回のEDINETタクソノミの更新は、年次更新として行われるものであり、更新の主な内容は次のとおりです。

- ・ 開示府令改正への対応
- ・ 連結財務諸表規則改正への対応
- ・ 他社株買付府令、自社株買付府令及び大量保有府令改正への対応
- ・ 別記事業に係る会計規則改正への対応
- ・ その他

1. タクソノミの更新内容

今回の年次更新におけるタクソノミ更新の主な内容は次のとおりです（タクソノミ更新の全体概要については『EDINETタクソノミ更新概要添付資料』を、タクソノミ更新の詳細については『EDINETタクソノミ差分情報』をそれぞれ御参照。）。

1-1. 開示府令改正への対応

2025年（令和7年）1月31日公布の企業内容等の開示に関する内閣府令改正（政策保有株式の開示関係）及び2025年（令和7年）3月27日公布の企業内容等の開示に関する内閣府令改正（スタートアップへの資金供給の促進関係）に対応するため、タクソノミ要素の追加及び変更を実施しました。

1-2. 連結財務諸表規則改正への対応

2024年（令和6年）8月22日、2025年（令和7年）3月24日及び8月22日公布の連結財務諸表規則及び財務諸表等規則の改正に対応するため、タクソノミ要素の追加、変更及び削除を実施しました。

1-3. 他社株買付府令、自社株買付府令及び大量保有府令改正への対応

2025年（令和7年）7月4日公布の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「他社株買付府令」という。）、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「自社株買付府令」という。）及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（以下「大量保有府令」という。）の改正に対応するため、タクソノミ要素の追加、変更及び削除を実施しました。

1-4. 別記事業に係る会計規則改正への対応

2025年（令和7年）1月23日公布の電気通信事業会計規則、2025年（令和7年）3月28日公布の

銀行法施行規則及び保険業法施行規則並びに2025年（令和7年）3月31日公布の電気事業会計規則及び建設業法施行規則の改正に対応するため、タクソノミ要素の変更を実施しました。

1-5. その他

- ・ 大量保有タクソノミ等の該当なし要素の削除
大量保有タクソノミ、他社株公開買付届出書タクソノミ、他社株意見表明報告書タクソノミ及び自社株公開買付タクソノミについては、該当ない旨の記載について通常のテキストブロック要素を用いる方針でタクソノミ要素の削除を実施しました。
- ・ 利用実績等に基づく勘定科目及びタクソノミ要素の追加、変更及び削除
利用実績及び利用要望に基づきタクソノミ要素を追加及び変更しました。また、利用実績のない勘定科目要素で今後とも利用が見込まれないものを削除しました。
- ・ 育児・介護休業法の改正への対応
育児・介護休業法の改正に伴うラベル名の変更を実施しました。
- ・ 英語ラベルへの一部対応
英語ラベルに関する一般意見への対応として、全体的な平仄の観点での英語ラベルの見直し及び英語表現の改善を実施しました。

2. ガイドラインの更新内容

今回の年次更新におけるガイドラインの主な更新内容は次のとおりです（更新内容の詳細については、各ガイドラインの新旧対照表を御参照。）。

- ・ 利用希望に基づく要素の追加及び開示上の便宜の観点からタグ付けに関する指針を追加しました（『EDINETタクソノミの概要説明』を御参照。）。

3. 主な根拠法令

主に次の法令等の改正に基づき、EDINETタクソノミの設定を更新しています。

企業内容等の開示に関する内閣府令（2025年（令和7年）1月31日改正及び2025年（令和7年）3月27日改正）
財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（2025年（令和7年）4月1日改正）
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（2024年（令和6年）8月22日改正、2025年（令和7年）3月24日改正及び2025年（令和7年）8月22日改正）
発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（2025年（令和7年）7月4日改正）
発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（2025年（令和7年）7月4日改正）
株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（2025年（令和7年）7月4日改正）
電気通信事業会計規則（2025年（令和7年）1月23日改正）
銀行法施行規則（2025年（令和7年）3月28日改正）
保険業法施行規則（2025年（令和7年）3月28日改正）

電気事業会計規則（2025年（令和7年）3月31日改正）
建設業法施行規則（2025年（令和7年）3月31日改正）

4. タクソノミのバージョン

今回更新対象となるのは、次のタクソノミです。

- ・ 財務諸表本表タクソノミ
- ・ 国際会計基準タクソノミ
- ・ 開示府令タクソノミ
- ・ 特定有価証券開示府令タクソノミ
- ・ 他社株公開買付届出書タクソノミ
- ・ 他社株意見表明報告書タクソノミ
- ・ 自社株公開買付タクソノミ
- ・ 大量保有タクソノミ

これら以外のEDINETタクソノミについては、従前のEDINETタクソノミを引き続き利用します。EDINETタクソノミの直近のタクソノミ日付及びEDINETタクソノミにおけるタクソノミ日付は、次の表のとおりです。

タクソノミ名称	直近のタクソノミ日付	EDINETタクソノミにおけるタクソノミ日付
DEIタクソノミ	2013-08-31	同左
財務諸表本表タクソノミ	2024-11-01	2025-11-01
国際会計基準タクソノミ	2024-11-01	2025-11-01
開示府令タクソノミ	2024-11-01	2025-11-01
臨時報告書タクソノミ	2024-11-01	同左
自己株券買付状況報告書タクソノミ	2021-11-01	同左
特定有価証券開示府令タクソノミ	2024-11-01	2025-11-01（注）
特定有価証券臨時報告書タクソノミ	2021-11-01	同左
特定有価証券自己株券買付状況報告書タクソノミ	2021-11-01	同左
他社株公開買付届出書タクソノミ	2020-11-01	2025-11-01
他社株意見表明報告書タクソノミ	2013-08-31	2025-11-01
他社株公開買付撤回届出書タクソノミ	2013-08-31	同左
他社株公開買付報告書タクソノミ	2013-08-31	同左
他社株対質問回答報告書タクソノミ	2013-08-31	同左
自社株公開買付タクソノミ	2022-11-01	2025-11-01
大量保有タクソノミ	2014-07-31	2025-11-01
内部統制タクソノミ	2021-11-01	同左

(注) 特定有価証券タクソノミは、財務諸表本表タクソノミと同じバージョンの日付のタクソノミを用います。

5. 適用時期

適用時期は、次のとおりです。なお、今回更新対象外のEDINETタクソノミの適用時期は、従前のとおりです。

対象書類	適用時期
有価証券報告書	2026年（令和8年）3月31日以後に終了する事業年度又は特定期間に係る書類から適用
半期報告書	2026年（令和8年）4月1日以後に開始する事業年度又は特定期間に係る書類から適用
有価証券届出書	2026年（令和8年）3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度又は特定期間を直近の特定期間とする財務諸表等を掲げる書類から適用
公開買付届出書（他社株買付府令第2号様式及び自社株買付府令第2号様式）	2026年（令和8年）5月1日以後に公開買付公告し提出する書類から適用
意見表明報告書（他社株買付府令第4号様式）	2026年（令和8年）5月1日以後に公開買付公告され提出する書類から適用
公開買付撤回報告書（自社株第3号様式）	2026年（令和8年）5月1日以後に公開買付公告し提出する書類から適用
公開買付報告書（自社株買付府令第4号様式）	2026年（令和8年）5月1日以後に公開買付公告し提出する書類から適用
大量保有報告書（大量保有府令第一号様式、第一号様式及び第二号様式、及び第三号様式）	2026年（令和8年）5月1日以後に提出事由が生じ提出する書類から適用
発行登録書及び発行登録追補書類	2026年（令和8年）4月1日以後に提出する発行登録書及び当該発行登録書に関連する発行登録追補書類に適用

6. 今後の予定

今後の予定は次のとおりです。

時期	予定
2025年（令和7年）11月末頃	2026年版EDINETタクソノミの運用開始
2026年（令和8年）4月頃	2026年版EDINETタクソノミに対応した「報告書（XBRL）作成ツール」の公開及び運用

以上